**令和６年度木城町放課後児童クラブ入会申請にあたって**

木城町では、平成３０年度から放課後児童健全育成事業（木城っ子児童クラブ）を実施しています。

　放課後児童クラブとは、保護者が労働等（保護者の疾病や介護・看護も対象）により、家庭で面倒を見られない小学校児童に対し、椎木児童館の旧遊戯室を拠点に、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全育成を図ることを目的として実施します。

○実施場所　椎木児童館（旧遊戯室）　定員４０名

○対象児童　小学校１年生から６年生までの児童（原則学年の低い児童）

○開設期間　令和６年４月１日（月）から令和７年３月３１日（月）

○開設日　月曜日から土曜日（日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く）

○活動時間　【授業のある日】下校時から午後６時３０分まで

　　　　　　【授業のない日】午前７時３０分から午後６時３０分まで

　　　　　　（夏休み、冬休み、春休みまたは学校行事振り替え休日を含む）

○申込先　「放課後児童クラブ入会申請書」、「就労等証明書兼自己申告書」

　　　　　　「誓約書」に必要事項を記入の上、木城町役場福祉保健課又は、木城っ子児童クラブへ提出してください。入会申請書は、同一世帯から複数児童の申請（兄弟姉妹）をされる場合、児童１人につき１枚ずつ必要ですが、就労証明書などは共通利用できます。

　　　　　　※就労証明は令和６年４月１日に仕事をしていることの証明になります。（３月に退職される方は入会要件に該当しません）

※保護者が就学中の場合は在学証明書が必要です。

　　　　　　※出産予定の方（産前産後8週）は、母子手帳の写しが必要です。

　　　　　　※育児休暇中や求職活動の場合は原則対象となりません。

○申込期間　２月１日（木）から２月２２日（木）まで

　　　　　　受付:木城町役場福祉保健課（平日 午前８時３０分～午後５時１５分）

　　　　　　　　:木城っ子児童クラブ （平日 午後２時３０分～午後６時３０分）

（土曜 午前７時３０分～午後６時３０分）

○その他　※申し込みが定員を超えた場合の入会の優先順位については、選考基準表により算出した点数により入会決定を行います。（原則低学年優先）

※入会児童の保護者の方は、児童クラブ活動を円滑に行うため、保護者の会に入会していただきます。児童クラブの運営にご協力をお願いします。

　　　　　　※負担金は、毎月2,000円（但し8月は4,000円）、児童クラブ傷害保険料（入会時のみ　1,620円）、イベント参加料等が必要な場合もあります。

※授業のない日などはお弁当が必要です。おやつの提供は行います。

　　　　　　※アレルギー（食物アレルギーなど）がある場合は入会申請書にご記入ください。

　　　　　　※申し込みに必要な書類は、木城町役場福祉保健課及び木城っ子児童クラブに準備しています。

（問い合わせ先）

木城町役場福祉保健課　℡３２－４７３３

木城つ子児童クラブ　　℡３２－３５５３